今月のテーマ：憲法に環境・持続性原則の導入を

2026年7月　Vol.34　No.7

環境と文明

認定NPO法人　環境文明21会報

風

憲法は私たち国民のもの

藤村　コノエ

高市内閣になって以降、憲法改正議論が活発化しています。一方、当会でも、今から約30年前の1996年6月号会報で、当時代表だった加藤顧問が、『憲法に「環境」が見えない』と書いたのをきっかけに、2004年に憲法部会を立ちあげ、以降『日本国憲法に「環境原則」を追加する提案』活動を地道に継続してきました。その間幾度か内容の微調整を行い、第五次案からは、狭い意味での「環境」に留まらず、「持続性」も入れ、『日本国憲法に「環境（持続性）原則」を追加する提案』として様々な働きかけを行っています。「持続性」も入れたのは、現在の日本は気候危機による様々な影響も含め、私たちの暮らしや社会が決して持続的ではないと思われるからです。（その理由については、一昨年から活動している「今こそ、まっとうな日本の気候政策を創ろう」メンバーが『気候変動による影響が顕在化する中、私たちの暮らしや日本社会は持続可能だろうか？？』と題して、ＨＰで連続して解説するので、そちらをご覧下さい。）また、憲法加憲の提案内容等については、2024年5月号（「憲法に環境・持続性原則を」の提案を忘れないために）でも紹介しましたので、本号では、なぜ今、私たちがこの提案活動を強化しているかについて述べたいと思います。

第一の理由は、気候変動など環境の悪化は、私たちの暮らしや社会経済活動に取り返しのつかない程の深刻な悪影響を与えはじめ、人類生存への重大な危機になっているからです。

最近も6月という早い時期に台風が襲来し浸水や農業被害が各地で見られたほか、5月から真夏日が各地で見られ、この夏は昨年以上に厳しい猛暑になると予測されています。また近年山火事や熊被害が各地で見られますが、これも気候変動による乾燥や山の生態系の変化が一因ではないかと言われています。さらに高温による労働生産性の低下や熱中症などは企業の経済活動に打撃を与え、外遊びできない子ども達や親にも大きなストレスを与えています。こうした国民の苦難にもかかわらず、現在高市内閣が進めている憲法改正

議論の中で、主に議論されているのは「第９条（自衛隊の明記）」「緊急事態条項（議員任期の延長など）」「国民投票法の改正」などであり、全ての生命や暮らし・社会経済活動の基盤となる環境やそれらの持続性についての議論は全くなされていません。憲法は国民の権利・自由を守るために、国がやってはいけないこと・やるべきことについて、国民が定める最高法規です。それを時の政権の思惑で強引に進めたり、真に国民にとって重要なことを議論さえしない現状を、許しておいてはいけないと思うのです。

第二の理由は、全ての生命の基盤である「環境」とその「持続性」を憲法に明記することで、国内外の平和と安定をより強固に維持することができると思うからです。

80 年前の憲法に「環境」の「か」の字もなかったのは、温暖化のような環境問題がなかったのですから当然です。しかし、現在の世界は最大の環境破壊と言われる戦争や内戦により、全ての生命と社会経済活動の基盤である「環境」が破壊され、人々の暮らし、人々が積み上げてきた歴史や文化、何より人々の命と尊厳も破壊され続けています。言うまでもなく気候変動の最大の原因である CO_2 の排出も、５月号で松下さんが指摘したように、「ガザでの直接的軍事活動だけで排出される CO_2 は、今後の戦後復興まで含めると、世界の 100 カ国以上の年間排出量を上回る。」ほど膨大な量になり、気候危機はますます深刻化してしまいます。加えて、ガザに限らず、力のある国が世界を制覇し、格差が広がる弱肉強食の世界では、平和も安定も遠のくばかりです。

そうした中で、日本国憲法に環境・持続性原則を明記することで、９条の解釈拡大による自衛権の範囲や自衛隊の活動内容の拡大、武器の輸出など、他国の戦争に加担するようなことは許されず、“戦争は決して許さない”と謳う日本の「平和憲法」をより強固なものにできるのではないかと思うのです。これまで日本が世界から尊敬されてきたのは、日本人の誠実さと平和憲法があったからこそだと私は信じています。

第三の理由は、国民も政治家もメディアも「環境」の重要性に気づき、それを保全し維持することの大切さについて、国民的議論を喚起する最大の契機になると思うからです。

読売新聞の調査によると、日本の憲法について特に関心を持つものとして、「戦争放棄、自衛隊の問題」（57%）、「天皇や皇族の問題」（33%）に次いで、「環境問題」（29%）でした。また今の条文を改めたり新たな条文を加えたりする方が良いと思うものについては、「自衛のための軍隊保持」（35％）、「健全な財政維持」（33%）、「教育の無償化」（28%）に次いで「良好な環境で生活する権利」（27%）でした。環境についての国民の関心は決して低いわけではないのに、選挙でも憲法議論でも語られない理由の一つとして、私たちのようなＮＰＯや環境の重要性に気づいた人、政治家や官僚だけに任せっ放しにしては日本は「危ない」と考える人たち、そして次の時代を担う若者たちが、声を上げることを控えてきたことも一つの要因ではないかと思うのです。

政治的な話題は避ける傾向が日本人は強いと言われます。また憲法改正に関しては、環境 NPO の間でも「９条を変えられてしまう」という理由から、当会の加憲の提案にも反対があります。しかしこのまま何もしなければ、全ての命の基盤である環境を守りその持続性を担保することはもとより、平和憲法さえ蔑ろにされかねません。平和憲法を守ろうと闘う人々とも連携しつつ、将来世代により良い環境を残すために活動する私たちは、私たちなりに、例え小さな声でも上げ続け、より良い憲法にしていく挑戦が、今、必要なのではないかと思うのです。

憲法に環境（持続性）原則を導入することについての意見交換会

事務局

5月29日（金）午後、参議院議員会館B103会議室において、上記意見交換会を開催しました。当日は会場、オンライン併せて約40名の参加者があり、冒頭に加藤顧問より趣旨説明、藤村代表より主な提案内容の説明、国立環境研究所の久保田泉さんより話題提供が行われ、次いで参加者全員で当会の提案を踏まえて、憲法に環境（持続性）原則を導入することについての意見交換が行われました。以下にその様子をご紹介します。

【趣旨説明】

環境文明21顧問　加藤　三郎

高市政権の発足で、国会では憲法論議が加速している。その中身は、戦後ずっと議論されてきた9条改正問題に加えて、最近になって、緊急事態発生時における衆院議員の任期延長を主とする「緊急事態条項」と、参議院地方選挙区の「合区」問題が出てきている。しかし、国民生活全般に悪影響を与えつつある環境問題については全く議論されず、メディアの報道もほとんどない。しかし国民の多くは環境問題に無関心かというと、そうではないという調査結果が出ている。長期に亘りこの問題を取り上げている読売新聞が、本年3～4月に郵送方式で実施した調査結果を5月3日に発表しているが、「日本憲法について、特に関心を持っているものをいくつでも選んでください」との問に対し、掲げられた20項目のうち「環境問題」は、「戦争放棄、自衛隊の問題」「天皇や皇室の問題」に次いで第3位に位置づけられている。ちなみに第4位は「教育問題」、第5位は「憲法改正問題」となっている。同じ調査で、現行憲法について「今の条文を改めたり、新たな条文を加えたりする方がよいと思うもの」として18項目を挙げているうち、「良好な環境で生活する権利」は、「自衛のための軍隊保持」「健全な財政の維持」、「教育の無償化」に次いで第4位に上がっている。ちなみに第5位は「天皇の地位やあり方」「個人情報やプライバシーの保護」「緊急事態への対応」が同順位になっている。読売新聞は毎年のようにこうした調査を行なっているが、世論の傾向はあまり変っていない。現在の憲法改正問題で環境問題は全く議論されていないが、実は国民の関心は高く、今の国会での議論は国民の意識から相当ずれていると言えるのではないだろうか。

1980年代後半から科学者が警告を発し始めた地球の温暖化は、「気候変動」「気候異変」を超え、今や多くの人が「気候危機」だと考えるようになった。科学的知見の拡がりというよりむしろ、これまで経験しなかったような豪雨、土砂崩れの発生、乾燥による山火事の大規模化、農作物や漁獲の不安定化、夏場の熱中症による死亡や野外労働時間の短縮など、国民生活全般に悪影響が出始めているからだと思う。国連のグテーレス事務総長は、2023年9月に「人類は、地獄の扉を開けてしまった。地獄のすさまじい熱により、恐ろしいことが起こっている。」と表現している。しかも、これらの影響は子や孫の将来世代にとって一層重い負担になることは明らかで、日本は先進国として、経済拡大の全過程で大きな環境負荷を与えている現世代の我々の責任も将来厳しく問われることになるだろう。

私は、公害・環境問題に長く関わってきた一人として、こんな地球にしてしまって申し訳なく、最近は「地球に詫びたい」と思って

いる。国の最高法規であり、国政に関わる基本的事項を規定した憲法に、現状では「環境」条項はない。80年前に書かれた憲法に環境条項がないことは理解できるが、環境問題が深刻化している現在でも、国会で環境条項を追加しようとする動きさえないことに危うさを感じる。「環境法規が揃っているから、必要があればそれらを強化すれば足りる」「現行憲法は世界に誇るべき平和憲法だから、それを改正するのは正しくない」「そもそも環境危機などない」「憲法を改正するのは時間と政治エネルギーが係りすぎて効率的でない」など、様々な理由が挙げられている。

しかし今我々が直面している危機は、数世紀に一度の本物の危機であり、単に革新技術の導入や法律の改正で事足りて乗り切れる類いのものではない。経済規模の成長や利便性・快適性のあくなき追求をよしとするこれまでの経済社会システムや、その基盤となる価値観も転換しなければ乗り切れない、まさしく国の基本的事項であり、憲法マターだと、私たちは考えている。

今回ご参加くださった方々だけでなく多くの人々に、私たちのこの認識が適切なのか、真剣に議論していただきたい。この試みの一環として、本日の会合を開催したが、皆様方による活発な意見交換を期待している。

【環境文明21の試案の説明】
環境文明21代表　藤村コノヱ

藤村代表の発言については、「風」で紹介する。

【「環境権」をめぐる国際的潮流と日本】
国立環境研究所社会システム領域経済・政策研究室　主幹研究員　久保田 泉 氏

「環境権」とかぎかっこをつけているのは、持続性原則とほぼ同じ意味で、実体的権利と手続的権利、そして将来世代への配慮も含んでいることを示している。近年、「環境権」についての国際状況は変化してきており、2022年7月の国連総会において、「クリーンで健康、かつ持続可能な環境へのアクセスは普遍的人権」との決議が、日本を含め賛成161カ国で採択された。2025年7月には、国際司法裁判所（ICJ）が勧告的意見を出し、気候変動関連条約に入っているかどうかを問わず、一般国際法上、国家は気候変動対策を取る義務があるとした。その中で、「クリーンで健康、かつ持続可能な環境へのアクセスは、他のすべての人権を享受するための前提である」としている。2026年5月20日の国連総会では、このICJ勧告的意見を歓迎するとの決議を採択し、日本も賛成している。2019年時点で国連加盟国193カ国の中で、憲法にも法律にも「環境権」が書かれておらず、関連条約（オーフス条約、エスカス条約等）も締結していないのは、日本を含めてわずか37カ国。そのうち公益訴訟制度がない国は、さらに少ない（日本は含まれる）。

「環境権」を憲法や法律に書き込むメリットは、裁判で争えることだろう。海外では気候変動を理由とした裁判が成立しており、いくつかの画期的判決が出ている。オランダでは最高裁の判決で国に対して温暖化対策の強化が命じられ、ドイツでは連邦憲法裁判所が気候保護法の一部が憲法違反だとの判決があり、欧州人権裁判所は温暖化対策不足を人権侵害と認定している。他方、日本では、訴えを起こそうとしても入り口で阻止されてしま

う。神戸石炭火力訴訟の行政訴訟では、大気汚染を理由とした場合は周辺住民に原告適格が認められ、気候変動や CO_2 を理由とした訴訟では、環境は「個人の利益ではなく公益の問題」だとして原告適格なしとされている。民事訴訟では、気候変動による具体的な危険はないとして、人格権侵害を理由とする差止めが退けられた。日本と海外の裁判所の考え方を、①時間軸、②因果関係、③権限分配の観点から比較すると、①について日本の裁判所は、気候変動の被害は「将来の・不確定な」リスクであり、現時点の具体的危険ではないと判断した。一方海外の裁判所では、予防原則によって将来の危険にも国家は今すぐ対策する義務を負うとされた。②については、日本では、一つの発電所の排出は世界全体の 0.02% しかなく、止めても結果を左右しないとされたが、海外では、排出の割合が小さくても、各主体は「応分の責任」を負うという考え方を示している。③について日本の裁判所は、CO_2 削減策は政治（国会）が民主的に決めるべきで、裁判所は介入すべきでないという考え方だが、海外では、人権侵害にあたる以上、司法が判断・命令できるとして判決を出している。気候変動対策の遅れを裁判で争うことができない日本の状況をこのままにしてよいのだろうか。確かに、法制度は「他国がやっているから」作るものではなく、多数決で決めることではない。また法的に位置づけられていても実効的とは限らない。しかし、法体系に位置づけられていなければ、裁判で争うことは難しい。人の命（権利）を守る裁判所としての役割は、「環境権」を法律に書かなければ果たせないと思う。日本が環境問題を最も裁判で争いにくい国のひとつであることははっきりしている。まさに今、この事実をどう受け止めるかの議論が必要だ。

【意見交換の概要】

●憲法に環境・持続性原則を導入することに対する意見

・なぜ日本では保守系の人が改憲に積極的で、進歩的な人が護憲という状況なのかが長年の疑問。提案には全面的に賛成で、まず①超党派の議員連盟をつくり、②世論喚起のためにイベントを開催、③メディア露出度を上げるなどが必要ではないか

・日本では緑を守るためには、やはり環境権の確立がどうしても必要。

・環境原則を憲法や日本の法体系にしっかり位置づけることは、あるべき姿だと思うが、今の改憲の流れの中で、どのように対応していくべきか。またなぜ日本は、環境権や公益のための訴訟裁判制度がない極めて稀有な国になってしまったのか疑問。

⇒事務局としては、九条を守る活動を大いに応援しつつ、それと切り離して環境・持続性の導入を提案しており、この提案でむしろ平和憲法がより強いものになると思う。

⇒（久保田氏）日本が環境権に法的承認を与えていない少数派になった原因は少なくとも三つある。一つは大阪空 港訴訟で騒音などが争われた際に、最高裁が環境権に基づく救済の道を開かなかったこと。２点目はその後の 裁判の中でも裁判所はその方針を維持したため、海外で環境権についての議論が出た時期に、 日本ではより認められやすい人格権に基づいて訴えることが常態となっていたこと。３点目に日本の特殊性として法の継受の問題がある。

・ICJ 勧告的意見により、国家が気候変動対策を怠ることは国際法違反だと言えるようになりつつあり、憲法に環境が入ることは大変大きな力になる。

・環境の概念を憲法に入れることに賛同する。

・環境問題は、9条に対する立場を超えて考えるべきで、利害を超えて、将来のために地球環境は持続するべきだというところから考えていく必要がある。
⇒（久保田氏）環境権に法的承認を与えている国を数字で表すことは国際状況を示すのには大変強力だが、それだけで環境権導入を正当化できるわけではない。とはいえ気候訴訟などを見ていると、そもそも環境権を憲法に書かないと始まらないと思う。ICJの勧告的意見の中にも法の限界について触れた部分があり、気候変動問題も核兵器の問題も法だけで解決できる問題ではない、それほど大きな問題だということ。法に限界はあることは確かで、法があれば何でも解決できるわけではないが、法がなければ始まらないというのが今の私の感覚だ。

●内容について
・新しい日本の憲法を考えるにあたっては、東洋と西洋の融合の形を考える必要がある。
⇒事務局は、環境は自然も含め全ての生命、全ての社会経済活動の基盤と考えている。
・前文案はほぼよいと思うが、第3章の案は冗長で国に対する立憲の趣旨が薄まる。もっと端的に、「持続可能性」に核兵器や核汚染をなくしていくことも含めていきたい。
・「国民は環境を享受する権利と環境を守る義務を負う」と明確に書いておいた方が、よりわかりやすいのではないか。
・今の憲法から持続可能性まで飛躍するのはなかなか難しいが、予防原則をはっきり書き込むのは良い。
・人権の観点と政府の責務という観点で環境について明確に書くことは大事だと思う。予防原則について、化学物質対策の分野も大変重要で、科学をもっと尊重すべき。
・環境基本法でも環境の定義が無く「環境権」はあいまいなので、本当に憲法に「環境」を載せることが第一目標ならば、「環境権」という言葉は避けるべき。

●今後の進め方など
・具体的に法律に入れるとなると法制局の人と話をする必要があり、また「環境」という言葉が嫌な省庁があるかもしれないので「持続可能な発展」という言葉にするなど、具体的に戦略を考えつつやらざるを得ないのではないか。
・前文だけでもとにかく「環境」という言葉を入れようというレベルで動くのか、もう少し実質的に条文まで考えて動くのか？　今がチャンスだから何とかやろうとするのか、いろいろな議論をしながら気長にやろうとするのか、という判断が大事。
・改憲問題をどういう立場でどのように扱おうとしているのか気になる。自衛隊の位置づけなどの国防という概念まで踏み込んで立場を明確にしなければ、今の日本の動きの中では、単に理想論を述べているだけと受け取られかねない。
・国防を考える時、環境問題は人類が皆で立ち向かわなければならない共通の敵だという立場もあると思うので、それを前面に押し出すことで、共感を得やすいのではという気がする。
⇒事務局としては、9条問題に関心がある人は大いに議論をすべきで、我々は環境を守るという立場から提案して行きたい。
⇒事務局としては、高市政権のもとで衆議院では発議は可能だが、参議院では難しいと思う。自民党もよくわかっていて、緊急事態などのマイナーな問題で誘い水を出しているように見えるが、こういう時期だからこそ、「環境」という人間の生きる基盤が犯されようとしている事の重大さを認識しませんか、という呼びかけをすべきだと考えている。　【文責：事務局】

2026 年度　通常総会

事務局

6 月 19 日（金）14 時～ 16 時、オンラインにて、2026 年度 通常総会を開催した。

正会員 65 名中、出席者 50 名（オンライン出席者 14 名、書面 10 名、議長等への表決委任者 26 名）であり、定款に基づき総会は成立した。

１．役員（理事及び監事）及び顧問に関する事項

・理事、監事は全員継続
・埋田顧問は退任

２．事業報告および活動計算に関する事項

[2025 年度 事業報告]

（１）環境問題に関する政策提言

１）持続可能な脱炭素社会に向けた政策提言
２）日本国憲法に環境（持続性）原則を導入することについての政策提言
３）グリーン連合活動

（２）環境問題に関する調査研究

１）調査研究
①市民版環境白書 2025（グリーン･ウォッチ）の発行支援
②「気候危機脱出法（仮称）」作成プロジェクト

（３）環境問題に関する普及啓発

１）会報の発行（年 12 回発行）
２）環文ミニセミナーの開催
３）経営者「環境力」大賞の顕彰式および発表会
４）「今こそ、まっとうな日本の気候政策を創ろう」キャンペーン特設ウェブサイトの開設
５）シンポジウム等の開催

（４）環境問題に関する交流

１）全国交流大会
２）エコツアーの開催（㈱浜田京都 PV リサイクル工場訪問）
３）環文サロン
４）経営者「環境力」クラブの活動
５）支部活動（関西グループ及びその他の各支部）

（５）その他

１）インターンの受け入れ
２）インターン卒業生のネットワーク構築

[2025 年度 活動計算書]

（収入の部）	（単位：円）
会費収入	816,000
賛助会費収入	3,362,600
寄付金収入	6,017,410
助成金収入	1,950,000
その他収入（受取利息他）	27,027
当期収入合計	12,173,037
（支出の部）	
事業費	9,901,178
管理費	1,372,743
法人税等（受取利息の税金）	2,606
当期支出合計	11,273,921
当期収支差額	896,510
（正味財産）	
当期正味財産増減額	896,510
前期繰越正味財産額	9,475,379
次期繰越正味財産額	10,371,889

３．事業計画および活動予算に関する事項

[2026 年度 事業計画]

（１）環境問題に関する政策提言

１）持続可能な脱炭素社会に向けた政策提言
２）日本国憲法に環境（持続性）原則を導入することについての政策提言
３）グリーン連合活動

（２）環境問題に関する調査研究

１）調査研究
①市民版環境白書 2026（グリーン・ウォッチ）の発行支援
②「気候危機脱出法（仮称）」作成プロジェクト

（３）環境問題に関する普及啓発

１）会報の発行（年 12 回発行）
２）環文ミニセミナーの開催
３）「経営者「環境力」大賞」の顕彰式及び発表会
４）「今こそ、まっとうな日本の気候政策を創ろう」キャンペーンの継続
５）グリーン連合シンポジウムの開催支援
６）「憲法に環境（持続性）原則を」に係るシンポジウムの開催

（４）環境問題に関する交流

１）全国交流大会
２）エコツアーの開催
３）環文サロン
４）経営者「環境力」クラブの活動
５）支部活動（関西グループ及びその他の各支部）

（５）その他

１）インターンの受け入れ
２）インターン卒業生のネットワーク構築

[2026 年度 活動予算書]

（収入の部）	（単位：円）
会費収入	768,000
賛助会費収入	3,351,000
寄付金収入	3,500,000
助成金収入	1,750,000
当期収入合計	9,369,000
（支出の部）	
事業費	9,317,570
管理費	1,570,730
当期支出合計	10,888,300
当期収支差額	▲ 1,519,300
（正味財産）	
当期正味財産増減額	▲ 1,519,300
前期繰越正味財産額	10,371,889
次期繰越正味財産額	8,852,589

４．その他、今後の活動方針等

会の運営に関して提案・意見を求めたところ、次のような意見があった。

○企業との関係性を築いてきた経営者「環境力」大賞事業の結果をメディアを通じて広く情報発信すべき。
○「気候危機脱出法」などで事業を評価するの仕組みは必須だ。
○AIの活用、シニア世代や外国人材にも目を向けてはどうか。
○情報発信のみではなく、これまでの活動の展開をかんがえてはどうか。自治体版の「環境力」大賞の創設は自治体評価の仕組みにもなるのでは。
○認定ＮＰＯのメリットである寄付者への税額控除の要否について、会員の意見を聞くのも一つの方法だろう。
○単純な情報発信を越えて、例えばAIの回答の正誤を指摘する役割などもよいだろう。
○「迷える船のための北極星」の役割を全うし、世の中が良くなるためにどうすればよいかの地図を書き続けて欲しい。

欧州のエアコン論争と日本の役割

森　秀行（環境文明21アドバイザー）

欧州が近年、深刻な猛暑に見舞われている。パリでは気温が40度を超える日が観測され、街の運河で水遊びをする人々の姿が大きく報道された。WHOによれば、欧州全体で千人を超える熱中症死亡者が発生したという。パリ市は「50度のパリ」というイニシアティブを掲げ、都市計画などを改訂し、熱波対策を強化してきたが、現実はその実施を上回る速度で悪化しており、政治的な「エアコン論争」が勃発している。

論争の背景には、エアコン普及率が約20％と低い事情がある。さらにパリ特有の亜鉛製の屋根による室温上昇や、伝統的な景観保護のために室外機の設置が困難であるという事情もある。この状況下で、右派のマリーヌ・ル・ペンは「すべての人にエアコンを」と主張し、目前の健康被害を防ぐ「適応策」の優先を求める。一方、マクロン大統領は長期的な脱炭素の立場から、エアコンによる電力需要の急増を懸念する。学校や高齢者施設など脆弱な施設への設置を優先しつつ、都市緑化や親水空間の確保といった「エアコンに頼らない涼」を重視すべきだとしており、短期的な適応策が長期的な緩和策の足かせにならないよう配慮している。

同様の論争は周辺の国でも起きている。イギリスでは、冬の暖房を重視した伝統的なレンガ造りの住宅が熱を溜め込む構造になっており、冷房導入か住宅の遮熱改修かで揺れている。またドイツでは、冬の暖房を念頭に置いた断熱性の高い住宅が猛暑に耐えきれなくなってきているが、ウクライナ戦争後の電力需給逼迫への懸念から、エアコン普及への心理的抵抗が依然として根強い。

こうした欧州の「適応か緩和か」という二者択一の対立は、普及率が90％を超える日本とは対照的である。日本では、熱中症防止のために「躊躇なくエアコンを利用する」という適応策のコンセンサスが確立されている。その上で、省エネ法により「より効率の良いエアコンを設置する」という緩和策が推進されてきた。つまり日本では、エアコンによる適応策と、高効率化による緩和策が「シナジー効果」を生むような政策構造となっている。

同様のシナジーは、現在、アジアやアフリカで起きているエアコンの爆発的な普及局面においても見られる。途上国でのエアコン普及は経済発展の象徴であると同時に、命を守るために必要な適応策でもある。ここに日本のインバータ技術をベースとした高効率エアコンを導入できれば、将来の爆発的な排出増加を和らげる効果的な緩和策ともなる。

現在、日本企業は単にエアコンを売るだけでなく、創造的なビジネスモデルを展開しつつある。家庭ごとの購入が難しい地域に対して、初期費用を抑えて快適な空気を「サービス」として提供するサブスク事業を展開したり、高効率空調の導入による排出削減量をJCMを活用してクレジット化して普及を加速させたりする試みがその好例である。

欧州がイデオロギーや規制の枠組みで苦悩する中、日本が誇るインバータ技術とビジネスモデルの革新は、気候変動の「適応」と「緩和」をグローバルに統合する上で有効なイニシアティブとなり得る。韓国や中国の家電メーカーとの激しい競争はあるものの、地球規模での持続可能なエアコンの普及という観点から、日本がこの分野で世界のリーダーとなることが望まれる。

投稿

「環境と文明」と地球環境問題と経団連、そしてイラン

小林　料

「環境と文明」は､34 年間読み続けています。何度か私の粗稿を掲載して頂きましたが、最近の加藤さんの「環境文明社会づくり」も、自分自身の記憶と重ねて、懐かしく読んでいます。

4 月号にも、木川田さん、平岩さんと並んで、小生の名前を書いて頂いて、恐縮に感じているところです。

二人の「財界の巨頭」とは、比べものにはなりませんが、木川田さんとは、会長と係長の関係でしたが、平岩さんとは、会長と課長から顧問と顧問（格は違います）までの長いお付き合いなので思い出もたくさんあります。平岩さんからは、あの大戦で，南海の孤島を敗残兵としてさまよった悲惨な記憶など、到底聞けないお話もうかがいました。

しかし、平岩さんの思い出といえば、平岩さんが、経団連会長に就任されるとき、それ以前から、経団連の環境問題担当として、経団連の「地球環境対策」をまとめるお手伝いを命じられ、経団連事務局とともに、原案の作成から、こき使われた記憶が鮮明です。

「地球環境憲章」という、やや大時代なネーミングも「これで行きましょう」という平岩会長自身の発想でした。

とにかく、中身の詳細にわたって、いちいち細かく指示があり、半年以上かけて作り上げた記憶があります。出来上がった「憲章」は、マスコミはじめ各界の高い評価を得て、東電、経団連の事務局一緒に祝杯をあげました。

加藤さん率いる環境省地球環境部からも、珍しくお褒めの言葉をいただきました。

役所と経済界、環境省と経団連といえば、対立とまでは言わないにしても、この時ほど「気が合った」ときはなかったのではないでしょうか。

1991 年「憲章」作成以来、四分の一世紀を経て、いろいろありました。その中で、COP3 をはじめ、環境省と経済界が一緒になって進めた温暖化対策をはじめとする「地球環境対策」も多かったと思います。

パリ協定をはじめ、「これで温暖化対策ひいては地球環境対策がすすむ」と感じた時期がありました。しかし、これを一方的に破壊しようとする一国の指導者が現れるとは、夢にも思っていませんでした。

ましてや、宣戦布告もしない「戦争」が 21 世紀に存在するとは全く想定外です。

思い出します。1945 年、日本が戦争に負けた後、東京裁判で、当時の日本の指導者たちが、絞首刑を宣告されたとき、日本人は平然とこれを受けとめました。しかし、その「戦争犯罪」の筆頭に「布告をしない戦争開始」（実際は数時間のおくれ）が、挙げられていたことを、私は忘れません。

数多くの戦争犯罪人に対する「death by hanging」という淡々とした宣告を平然と、しかし､複雑な思いで受け止めた日本人にとって、イラン戦争の始まりをどう理解すればよいのか。私は、あの世への宿題に持っていきましょう。

「環境と文明」を読み始めて 34 年、長いお付き合いになりましたが、加藤さんも、藤村さんもまだまだ若い。後続のメンバーもたくさんおられることでしょう。

「環境と文明」の持続と発展を願っています。
（98 才 6 か月の思い）

環境文明社会づくり あれこれ（59）

源流（59）

加藤　三郎

これまで過去の激甚な産業公害対策の克服に貢献した多方面の専門家を紹介してきたが、弁護団など法曹関係者の努力、特に裁判官の勇気ある前向きな判断も忘れられない。

中でも高度経済成長期の日本社会を揺るがした「四大公害裁判」のいずれにおいても、担当した地方裁判所の裁判官は、被害者原告の主張に寄り添った判決（1971 － 73 年の間）を下し、企業の責任と賠償義務を明確にし、政府・自治体の対策強化を促した。

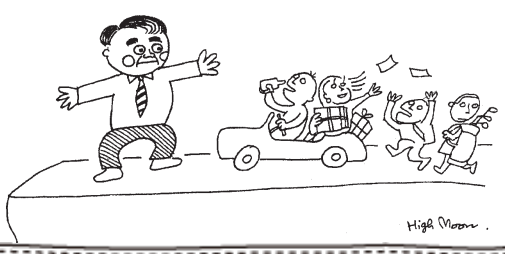
私にとっても記憶すべき判決は、津地裁四日市支所が下した「四日市公害訴訟判決」。そのポイントは、被告企業はコンビナート開始後に硫黄酸化物（SOx）などを大量に排出し、それが原告らの疾患の主要因子となったこと。コンビナート内の被告 9 社は互いに関連性が緊密なので、「共同不法行為」の責任を免れないとして、慰謝料など損害賠償を支払えと企業責任を明確にした。判決文の中で裁判官は、「少なくとも人間の生命、身体に危険のあることを知りうる汚染物質の排出については、企業は経済性を度外視して、世界最高の技術、知識を導入して防止措置を講ずるべきであり、そのような措置を怠れば過失を免れない」と述べ、行政に対しても、「国や地方公共団体が経済優先の考え方から、工場による公害問題の惹起などについて事前の慎重な調査検討を経ないまま、（中略）落ち度があった」「公害の根本的な解決、患者の救済などを含めて究極には行政の問題となる」と明言している。

この厳しい判決に対し、被告側には上訴の動きもあったが、三菱油化の経営者らの良識ある判断と説得とにより、控訴せずに、この歴史的判決が確定した。一方、行政側も、小山長規環境庁長官（当時）は、「被害者の主張と権利が認められたことは高く評価し、公害対策の早期確立に欠けたことを素直に反省する。すでに設定されている環境基準を、亜硫酸ガスを含めて見直しを行い、排出基準の強化を図る」と表明し、知事も市長も、それぞれ遺憾や反省の談話を出し、実際、条例の改正強化がなされた。もしこの判決がなかったら日本の大気汚染対策はどうなっていただろうかと、国の行政に身を置いた者として粛然とならざるを得ない。

日本の司法にも「正義」があったことをありがたく思う。

それにつけても、昨今の原子力発電やリニア新幹線工事に関する訴訟では、国側の主張を一方的に採用する判決が少なくないことは残念だ。ただ、私の知る限りの一つの例外は、今から 12 年前、関西電力大飯原発の再稼働を巡る運転差止訴訟において、原発を動かさないと化石燃料の輸入代金が増え、国富が流出するとの電力側の主張に対し、福井地裁の樋口英明裁判官は、「原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である」と判決し、原発の稼働を止めた。このニュースに「日本にも立派な裁判官がいるものだ」と思った（4 年後の名古屋高裁判決でこの決定は取消し）。

このように、日本の環境対策を正しく進める上においては、裁判官、弁護士らの役割も極めて大きいのだ。



日程のお知らせ

● 経営者「環境力クラブ」総会
日時　2026 年 7 月 14 日（火）14:00-16:30
場所　東京都南部労政会館開催

● グリーン連合と環境省との意見交換会
「市民の環境政策形成過程での参加について」
日時　2026 年 7 月 15 日（水）13:00-15:00
場所　環境省会議室

● 経営者「環境力クラブ」運営委員会勉強会
日時　2026 年 7 月 17 日（金）午後 13:30-17:00
場所　東京都南部労政会館開催

● エコサロン大阪（関西グループ）
次回の会合について、日時、場所、内容は許斐（このみ）さんにご連絡ください。
(tomato331.konomidaisy@gmail.com)



環境文明 21 の主な動き（2026 年 6 月）

6 月　5 日　環文サロン
6 月 17 日　グリーン連合 幹事会に藤村代表参加
6 月 19 日　環境文明 21 理事会・総会の開催
6 月 23 日　廃棄物・３Ｒ研究財団評議委員会に藤村代表参加
6 月 24 日　グリーン連合総会並びにシンポジウムに藤村代表参加
6 月 30 日　ｘプロジェクト

うらかた日記 抄

■ 今年度から近くの女子校が共学になりました。最近のトレンドですね。4 月になると、朝の通学時間帯の最寄り駅に、その学校のスクールカラーのネクタイをした男子生徒が現れました。なんとなく心細そうに数人ずつかたまっていて、どちらかというと文系男子といった感じ。一方、女子生徒にも変化が。制服にパンツの選択肢が出来たようで、昨年はひとり二人だったのですが、今年はパンツ着用者がかなり増えたようです。女子は駅から数人ずつおしゃべりしながらやってきますが、男子生徒とは一線を画している感じ。クラスは男女別々なのかな？などと思って見ていました。さて、5 月の連休が明けてしばらくしてから、今度は帰りの時間帯の駅近くで彼等に遭遇しましたが、なんということでしょう！男子と女子が混ざったグループがやってくるではありませんか。楽しそうに話しをしながら駅に向かう様子に、歴史ある女子校でようやく男子が受け入れられたんだなぁと一安心しました。この学校の幼稚園と小学校に私も通っていたので、母校の前向きな変化がなんだか嬉しくなりました。(0)

■ 今年の 6 月は梅雨空が続き、昨年ほどの暑さがなく、近くの公園のアジサイを眺めてちょっと一息。それでも梅雨明けからは酷暑日も出るとの予測も。要注意です。／体操教室から帰ってきた所長。「信じられないことがあった。3 人の老婦人が拍手で出迎えてくれた上に、加藤さんが来ると、皆喜ぶんですよと指導員からも言われた」とのこと。アイドル人気も高まり、益々絶好調です。ちなみに老アイドルは、夜には（サプリのおまけに付いてきた）男性用ローションでお肌の手入れもし、磨きをかけているようです。／Mさんに勧められて、AI アプリの G・・なるものを試してみました。決してこちらの意見を否定しない説得力ある回答と話しぶりに、ここまで進化しているのかと愕然！！しかし、これが浸透したら人との会話が不要になり人間社会が成り立たなくなるのでは？政治家や裁判官までがこれに頼るようになったら、・・・と恐ろしくなります。／サッカーは残念でしたが、選手の真摯な戦いぶりには感動。政治家もあの真摯な姿勢を見習って国民の為にもっと真剣に働いてほしいものです。（コ）

うごき

目次（34 巻 7 号）

今月のテーマ：　憲法に環境・持続性原則の導入を
〔風〕
憲法は私たち国民のもの …… 藤村コノヱ 1
〔報告〕
憲法に環境（持続性）原則を導入することについての意見交換会 …… 事務局 3
2026年度通常総会報告…… 事務局7
欧州のエアコン論争と日本の役割…… 森秀行 9
〔投稿〕
「環境と文明」と地球環境問題と経団連、そしてイラン……小林料 10
〔環境文明社会づくり、あれこれ〕 …… 加藤三郎 11
〔うごき〕 …… 12

環境と文明
2026 年 7 月号
2026 年 7 月 15 日発行
第 34 巻　第 7 号　通巻 394 号

発行所：〒 145-0071 東京都大田区田園調布 2-24-23 ハイツ DORIKONO 301
認定 NPO 法人　環境文明 21
TEL　03-5483-8455　FAX　03-5483-8755
E-mail：info@kanbun.org
URL　http://www.kanbun.org/
年会費：9,600 円（正会員・賛助個人会員・購読）
郵便振替口座 00220 － 1 － 51770
ゆうちょ銀行 〇二九（ゼロニキュウ）店 当座 0051770
取引銀行　三菱 UFJ 銀行 武蔵小杉支店　普 3973465
発行人・編集人：藤村コノヱ　印刷所：株式会社大川印刷